

テーマ：世界平和の夢と現実

21・5世紀の世界のビジョン構想のための試論

1. 世界平和模索の歴史

(1) 国際的な平和を考え始めた時代

ヨーロッパにおける近代国家成立 国際紛争の発生によって始まるとされる。その始まりは諸説あるが、1618 - 1648 の 30 年戦争の結果成立したウエストファリア条約以降、国際的な平和維持のための国際機構設立 国際平和維持の具体的な構想が出現したというのが、有力な見方である。

カント以前の平和維持・平和機構提唱者

- * グロティウス：「戦争と平和の法」(1625)は宗教戦争の悲惨さを緩和するための方策を提案。正当な戦争と不正な戦争を区別。
- * ウイリアム・ペン：「現在および将来のヨーロッパの平和のために」を書き、“ヨーロッパ君主議会”を提唱(1693年)
- * サン・ピエール：「永久平和の草案」を書き、国際法による列国君主による国際平和機構の設立、国際裁判所の設置、国際軍の設立、戦争放棄などを主張した。(1713年)

*ジャン・ジャック・ルソーも平和論を展開

(2) 現実世界では 15 世紀末の絶対主義諸国の対立 紛争が続き、フランス革命 ナポレオン戦争 ウイーン会議(ヨーロッパ協調)へとつながる。

(3) カントの「永遠平和のために」(1795年)

フランス革命の最中、フランス第一共和制の時代に刊行された。

第一章 国家間の永遠平和のための予備条項

将来の戦争の種をひそかに保留して締結された平和条約は、決して平和条約とみなされてはならない。

(注：革命後のフランスとプロイセンとの間で 1795 年 4 月にかわされたバーゼル条約に対する不信 10 年後再度戦争突入)

独立しているいかなる国家も、継承、交換、買収、または贈与によって、ほかの国家が取得してはならない。

常備軍は時とともに全廃されなければならない。(注：国民の自発的防衛 = 自衛のための軍備は認める)

国家の対外紛争にかんしてはいかなる国債も発行されてはならない。いかなる国家も、ほかの国の体制や統治に、暴力をもって干渉して

はならない。

いかなる国家も、他国との戦争において、将来の平和時における相互間の信頼を不可能にしてしまうような行為をしてはならない。

(注：戦争にもルールが必要だ。ルール違反の戦争は人類の破滅だ)

第二章 国際間の平和のための確定条項

国家における市民的体制は、共和的でなければならない。(絶対君主制 共和制を主張)

国際法は自由な諸国家の連合制度に基礎をおくべきである。(国際連盟のような組織を示唆)

世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない。(普遍的な友好 = 訪問権)

第一補説 永遠平和を保証するものとしての「自然の摂理」

第二補説 永遠平和のための秘密条項「こっそり哲学者たちに訊け」

(4) 19世紀の世界：欧米内部の局地戦争、植民地争奪戦争などが続き、第一次世界大戦(1914年7月～1918年11月)に至る。

2. 国際連盟の成立と挫折

(1) 連盟成立以前の国際平和運動

平和強行連盟(League to Enforce Peace) 1915年に米国にて結成

国際連盟協会(League of Nations Society) 1915年に英国にて結成

(2) ウィルソンの14カ条(1918年1月) <別紙 - 1 >

国際組織の創設を提唱。(その他、秘密外交の廃止、公海の自由、経済障壁の撤廃、軍備の縮小、植民地問題の公正な解決、民族自決、個別的国家間の問題解決の提案など) 国際連盟設立への主導権を発揮

(3) 国際連盟成立までの経緯

米国・欧州諸国・日本間の思惑・対立の中で14カ条の精神が崩壊していく過程

連盟規約第10条【領土保全と政治的独立】条項はウィルソンの念願の実現

ウィルソンの多国間主義と米国議会の単独行動主義との対立

しかし、ウィルソンは「国際連盟が自前の軍隊を持つべし」とのフランスの提案に反対 紛争の平和的解決条項に具体策盛り込めず

ウィルソン・米国議会在協同で「モンロー主義」を規約に入れた

ウィルソン・欧州諸国が日本提案の人種間の平等を定める条項挿入に反対

米国議会の反対のため、米国は国際連盟に加入せず

(4) 米国の不参加の経緯

米国内の反対派の存在：最強硬派(Irreconcilables)の反対 米国の主権

に影響を与えるような国際機構となる恐れがあるとして反対 ロッジ
上院議員留保条項付修正案（米国の自由選択権を留保）
原案を上院が否決：賛成 49 票・反対 35 票（2 / 3 以上の賛成条件）
留保条項付修正案も否決

（5）国際連盟(League of Nations)の成立

1920 年 1 月 10 日発足。

加盟国：原加盟国（32）；英国・フランス・イタリア・日本などベルサイユ条約署名国および被招請国(13)が記載されたが、現実には 42 カ国が参加した。（アメリカは不参加）

国際連盟規約＜別紙 2＞

組織：総会、理事会、事務局（ジュネーブ）

その他、国際司法裁判所・国際労働機関・経済財政委員会・交通通過委員会・保健委員会・陸海軍問題委員会・知的協力国際委員会・軍縮準備委員会・国際法典編纂委員会

理事会：常任理事国【発足時】（イギリス・フランス・イタリア・日本）
その後ドイツ・ソ連の加盟、日本・イタリア・ドイツの脱退、
ソ連の除名など動揺が続く）

日本：1920 - 1933（満洲事変） イタリア：1920 - 1937（イタリア・エチオピア紛争）ドイツ：1926 - 1933（ナチ政権成立時） ソ連：1934 - 1939（対フィンランド戦争）

非常任理事国 4 6 9

運営：総会、理事会とも全会一致制

実績：(a) ギリシア・ブルガリア紛争の解決(1925)

(b) 侵略戦争の違法化（不戦条約 1928）

（6）国際連盟の挫折

米国の不参加

満洲事変の処理に失敗 日本の脱退

イタリア・エチオピア紛争時の対イタリア経済制裁の失敗

ソ連の除名(1939)

以後、機能不全に陥り 解散（1945 年 4 月 18 日）

3．国際連合成立までの経緯

（1）モスクワ共同宣言（1943）米国・英国・ソ連・中国 4 か国が「国際平和と安全の維持のために、すべての平和愛好国の主権平等の原則に基づく世界的国際機構の設立を必要と認める」と宣言。

（2）ダンバートン・オークス宣言（1944）「一般的国際機関の設立提案」

（3）ヤルタ会談

などで、具体化していくが、争点は「加盟国の範囲」と「拒否権の内容」で

あった。

4 . 国際連合(the United Nations)の成立と現状

- (1) 名称 : Franklin Delano Roosevelt 大統領の発案による。
- (2) 設立 : 国連憲章が発効した日、1947年10月24日を「国連デー」としている。(来年の10月で60周年となる)
- (3) 国連憲章 : 19章・111条の構成。 <別紙 3 >
- (4) 加盟国 : 191カ国 (2005年1月現在)
- (5) 公用語 : アラビア語・中国語・英語・フランス語・ロシア語・スペイン語 (日本語、ドイツ語、イタリア語は除外されたままである)
- (6) 組織 : 総会・安全保障理事会・経済社会理事会・信託統治理事会・国際司法裁判所・事務局 (6主要機関) その他各種分野担当機関 (組織図 <別紙 4 >)
- (7) 費用分担 : <別紙 5 >
- (8) 評価 :
 - 東西冷戦時代と冷戦以後 むしろ冷戦終結以降に国連のあり方が問われるようになってきた。
 - 米国と国連との緊張関係 多国間主義と単独行動主義
 - 総会と安全保障理事会との緊張関係
 - 国連改革の流れ
 - 平和維持活動に対する評価
 - 経済・福祉関係での評価

5 . 2 1 . 5 世紀の世界平和への展望

(1) 展望の前提

歴史の教訓 : 戦争と平和の歴史

人類は有史以来、争いと和解の繰り返しを続け、次第に大規模な戦争と征服・支配による一時的平和を経て、国際的大戦争とその後の国際平和模索の努力が行なわれてきた。

30年戦争後のウエストファリア条約、ナポレオン戦争後のウィーン会議、第一次世界大戦後の国際連盟、第二次世界大戦後の国際連合と戦争の後に平和維持のための協議や組織が実現し、さらに挫折や挫折の危機を迎えながら、現在に至っている。

人類は今後も平和維持の失敗から、更なる大戦争を経なければ、次の平和維持機構を設立できないのであろうか？

多国間主義と単独行動主義

過去の国際条約や国際機構を概観すると、そこには一部の国・国々の権益を守るという側面があり、全加盟国が平等に扱われる組織 (= 完

全な多国間主義)は未だかつて実現していない。

国連の場合も総会が多国間主義を実現しているのに対して、安全保障理事会の常任理事国の拒否権という大国優先があり、さらには国際連盟時代より続いている米国の単独行動主義的傾向が最近再び顕著となり、国連自体を動揺させている状況である。

自然の摂理の逆作用？

カントの時代に平和維持に貢献した自然の摂理が、現代の地球人口増加の中で、貧困問題、地球環境問題、疫病蔓延、などの諸問題を発生させている。

人口問題については、人口増加国と人口減少国の二つの問題が惹起している。いずれにせよ、人口は増加の方向にあり、核戦争で世界の人口が半減するようなことがあれば、これも自然の摂理なのかもしれない。

(2) 三つのシナリオ

世界連邦・世界国家の出現

諸国家の上に支配権を行使できる世界連邦政府が実現している。

現国際連合の継続

第三次世界大戦後の世界：半世紀以内に再度世界大戦 = 核戦争が発生するとの予測。

§ 主要参考文献

「永遠平和のために」(カント著)

「国連の活動と世界」(財団法人 日本国際連合協会著)

「国連とアメリカ」(最上敏樹著 岩波新書)

「国際機構論」(最上敏樹著 東大出版会)

【追捕】当日の報告後の質疑・意見交換などをランダムに下記追加します。

* 日本の平和について

欧州中心に平和についての報告だったが、日本の江戸260年余の平和は世界史的にも稀有であり、その経緯も合わせ検討すべきではないか(阿部氏)

確かにその通りだが、今回は国際間の平和を見てきたので、江戸時代の平和と当時の清との関係も考慮して国際的にも鎖国が有効に機能したかを検証する必要があると思う(中村)

* 国連の評価・日本の国連分担金などについて

平和維持活動も同じく20%分担させられている(浅井氏)

アフリカでは、ユネスコの活動はあまり見えていなかった(浅井氏)

- * 自然の摂理について
今後の問題として、食料と水の不足という項目を検討すべきである（堀尾氏）
 - * ビジネスにおけるグローバリゼーションとの関連
今後の世界の平和に寄与する要素として、ビジネスの世界で実現しつつあるグローバリゼーションに注目すべきである。この分野では平和的に国際協調が実現しつつある。（山本氏）
例えば、アフリカへの援助についても、日本のビジネスマンたちが、実際にアフリカに進出し、現地の人々にビジネスのノウハウを伝えることが彼らの自立に役立つのと思う（浅井氏）
- * 核戦争について
私は将来核戦争は起らないと思う（青木氏）
今や核兵器は核物質や必要部品が入手できれば、技術的には高校生でも作れてしまう時代になっている（片岡氏）
国同士をいうよりも、テロリストたちの手に核兵器が手に入った場合、何が起るか分からないと不安がある（中村）
- * その他、会員諸氏より、いろいろ興味深い情報提供がありました。

ウイルソンの14カ条

前文

- | | |
|------|-----------------|
| 第一条 | 秘密外交の排撃 |
| 第二条 | 公海自由の原則 |
| 第三条 | 通商障壁の撤廃 |
| 第四条 | 軍備縮小 |
| 第五条 | 植民地要求の調整 |
| 第六条 | ロシアの回復 |
| 第七条 | ベルギーの回復 |
| 第八条 | 仏領の回復 |
| 第九条 | 伊国境の調整 |
| 第十条 | オーストリア・ハンガリーの自治 |
| 第十一条 | バルカン諸国の回復 |
| 第十二条 | トルコ少数民族の保護 |
| 第十三条 | ポーランドの独立 |
| 第十四条 | 国際連盟の結成 |

後文

< 別紙 2 >

国際連盟規約

前文

- 第1条 加盟および脱退
- 第2条 機関
- 第3条 連盟総会
- 第4条 連盟理事会
- 第5条 総会と理事会の議事
- 第6条 連盟事務局
- 第7条 連盟本部、特権および免除
- 第8条 軍備縮小
- 第9条 常設軍事委員会
- 第10条 領土保全と政治的独立
- 第11条 戦争の脅威
- 第12条 紛争の平和的解決
- 第13条 裁判
- 第14条 常設国際司法裁判所
- 第15条 紛争解決手続き
- 第16条 制裁
- 第17条 非連盟国の関係する紛争
- 第18条 条約の登録
- 第19条 平和的調整
- 第20条 規約と両立しない国際約定
- 第21条 平和に関する約定
- 第22条 委任統治
- 第23条 人道的、社会的、経済的国際協力
- 第24条 国際事務局
- 第25条 赤十字篤志機関
- 第26条 改正

< 別紙 3 >

国際連合憲章

前文

(基本的人権・人間の尊厳と価値・男女及び大小各国の同権などに関する信念を確認。
国際の平和と安全維持のための協力、武器不使用を宣言)

第 1 章 目的および原則 (前文の目的を具体的に叙述。この憲章の遵守を強調)

第 2 章 加盟国の地位 (資格、除名の条件など)

第 3 章 機関 (6 主要機関と補助機関を設ける。これら機関に男女平等で参画できる)

第 4 章 総会 (総会は憲章をベースにすべての事項について討議・勧告できるが、安全保障理事会が討議をしている事項は、安全保障理事会の了解のもとに討議勧告)

第 5 章 安全保障理事会 (国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を負う)

第 6 章 紛争の平和的解決 (国際的紛争はまず平和的解決を目指すべし)

第 7 章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動
(安全保障理事会が加盟国に軍事協力を求める条件を規定)

第 8 章 地域的取極 (安全保障のための地域的取極を承認)

第 9 章 経済的及び社会的国際協力 (経済社会理事会のもとに遂行される)

第 10 章 経済社会理事会 (経済社会理事会に関する条項)

第 11 章 非自治地域に関する宣言

第 12 章 国際信託統治制度

第 13 章 信託統治理事会
(11・12・13 章はその役割を終了)

第 14 章 国際司法裁判所

第 15 章 事務局

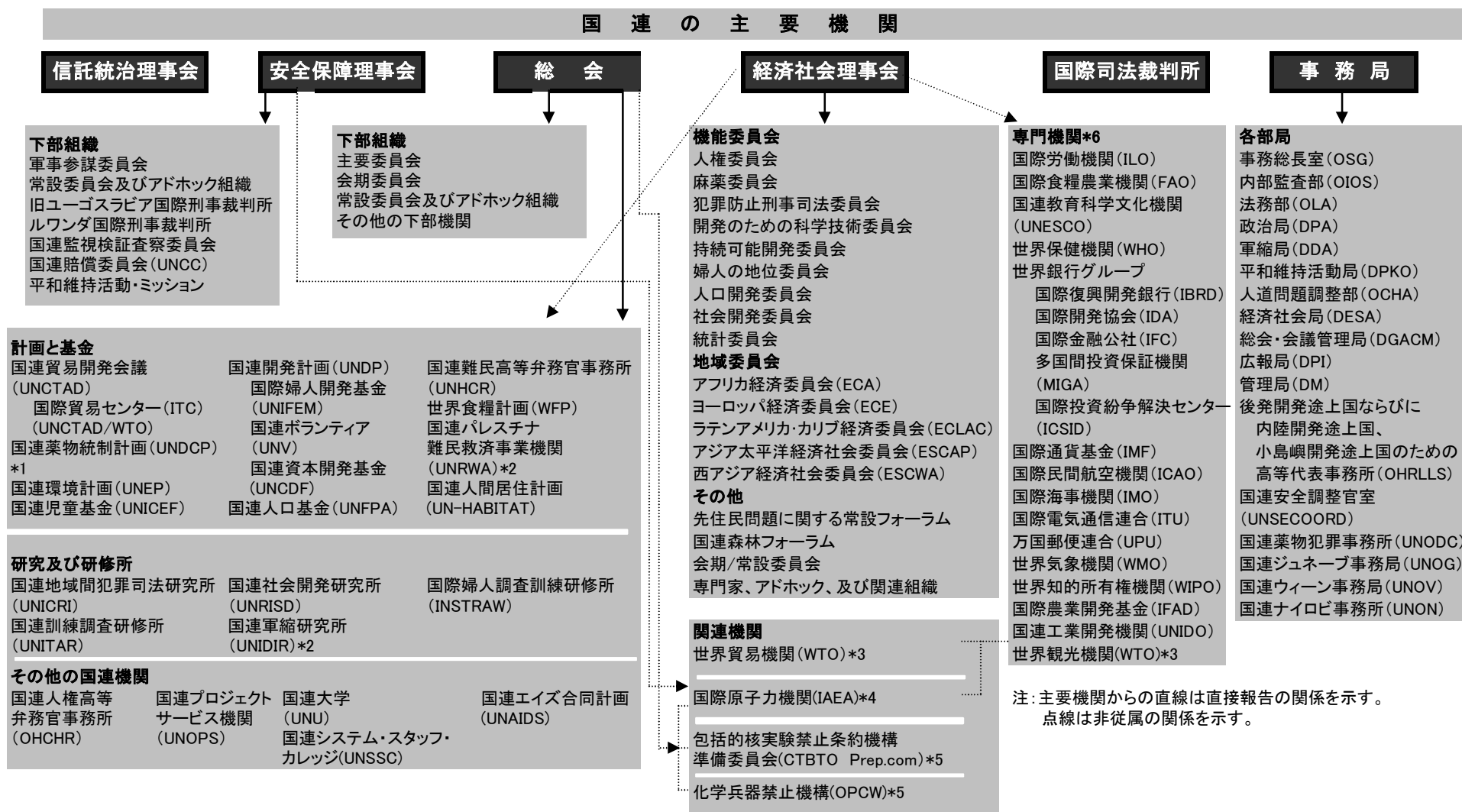
第 16 章 雑則

第 17 章 安全保障の過度的規定 (107 条、いわゆる「敵国条項」を含む)

第 18 章 改正

第 19 章 批准及び署名

〈別紙-4〉国際連合機構図



*1.国連薬物統制計画(UNDCP)は国連薬物犯罪事務所(UNODC)の一部です。*2.UNRWA及びUNIDIRは総会に対してのみ報告。*3.世界貿易機関と世界観光機関は同じ略語を使用。*4.IAEAは安全保障理事会と総会に対して報告。*5.CTBTO Prep.ComとOPCWは総会に対して報告。*6.専門機関は国連と関係し、政府間レベルでは経済社会理事会の調整機能を通して、また、事務局間レベルでは国連機関事務局長調整委員会(CEB)を通して、それぞれが互いに協力する自治組織である。

〈別紙－5〉2004-06 年国連通常予算分担率・分担金

平成 18 年 1 月

	2004 年		2005 年		2006 年				
	(分担率、%)	(分担金額、百万ドル)	(分担率、%)	(分担金額、百万ドル)	(分担率、%)	(分担金額、百万ドル)			
1	米国	22.000	362.9	米国	22.000	439.6	米国	22.000	423.5
2	日本	19.468	279.6	日本	19.468	346.4	日本	19.468	332.2
3	ドイツ	8.662	124.4	ドイツ	8.662	154.1	ドイツ	8.662	147.8
4	英国	6.127	88.0	英国	6.127	109.0	英国	6.127	104.6
5	フランス	6.030	86.6	フランス	6.030	107.3	フランス	6.030	102.9
6	イタリア	4.885	70.2	イタリア	4.885	86.9	イタリア	4.885	83.4
7	カナダ	2.813	40.4	カナダ	2.813	50.1	カナダ	2.813	48.0
8	スペイン	2.520	36.2	スペイン	2.520	44.8	スペイン	2.520	43.0
9	中国	2.053	29.5	中国	2.053	36.5	中国	2.053	35.0
10	メキシコ	1.883	27.0	メキシコ	1.883	33.5	メキシコ	1.883	32.1
11	韓国	1.796	25.8	韓国	1.796	32.0	韓国	1.796	30.7
12	オランダ	1.690	24.3	オランダ	1.690	30.1	オランダ	1.690	28.8
13	豪州	1.592	22.9	豪州	1.592	28.3	豪州	1.592	27.2
14	ブラジル	1.523	21.9	ブラジル	1.523	27.1	ブラジル	1.523	26.0
15	スイス	1.197	17.2	スイス	1.197	21.3	スイス	1.197	20.4
16	ロシア	1.100	15.8	ロシア	1.100	19.6	ロシア	1.100	18.8
17	ベルギー	1.069	15.4	ベルギー	1.069	19.0	ベルギー	1.069	18.2
18	スウェーデン	0.998	14.3	スウェーデン	0.998	17.8	スウェーデン	0.998	17.0
19	アルゼンチン	0.956	13.7	アルゼンチン	0.956	17.0	アルゼンチン	0.956	16.3

20	オーストリア	0.859	12.3	オーストリア	0.859	15.3	オーストリア	0.859	14.7
	その他 (171カ国)	10.779	154.8	その他 (171カ国)	10.779	191.8	その他 (171カ国)	10.779	184.0
	合計	100.000	1483.0	合計	100.000	1827.7	合計	100.000	1754.7